

## 幼保連携型認定こども園の特性から見る 「幼稚園令」に関する一考察

A study on 「Yochien-rei」 seen from the Characteristics of Certified Centers for Early childhood Education and Care (Yohorenkei-gata nintei kodomo-en).

近藤 有紀子<sup>1)</sup>

Yukiko KONDO

### 要 旨

本研究では、「幼稚園令」の制定に際し、その編成過程に着目し、整理、検討をした。その際に、松本市立松本幼稚園の保育の実際の様子から、保育者の視点で考察を行った。その結果、「幼稚園令」の編成過程においては、フランスでの観察の様子や、当時の文部大臣の経験が立案にあたる要因にもなり、すべての家庭を対象とした幼稚園教育の普及を目指す過程が明らかになった。また、松本市立松本幼稚園の保育の実際においては、子どもを中心とした独自の保育の内容が、研修や講習会において、地域の幼稚園、託児所、農繁託児所といった様々な園が参加する開かれた場において、保育者同士の関わりによって共有されていく様子から、間接的ではあるが、地域の多様な家庭の保護者の子どもの保育を保障する機能を担っていたのではないかということを見出した。

### 1. はじめに

幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下要領）は、幼稚園教育要領、保育所保育指針と共に2017(平成29)年に2回目の改訂が行われ、2018(平成30)年に施行した。幼保連携型認定こども園（以下認定こども園）が単一の施設として、子ども・子育て支援新制度の下、最初の要領が告示され、施行してからは4年が経過したところである。認定こども園のはじまりは、2006（平成18）年の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（通称：認定こども園法）」の施行により、幼稚園、保育所から移行可能となって進められてきた。教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設、保護者が働いている・いないにかかわらず利用可能な施設としている。要領の 第1章 第1節 1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本 においては、「乳幼児期全体を通して、その特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うもの

<sup>1)</sup>十文字学園女子大学人間生活学部幼児教育学科

Department of Early Childhood Care and Education, Faculty of Human Life, Jumonji University  
キーワード：幼保連携型認定こども園、幼稚園令、松本市立松本幼稚園

であることを基本とし、家庭や地域での生活を含めた園児の生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。」<sup>1)</sup>と示したうえで、「なお、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、園児が入園してから修了するまでの在園期間全体を通して行われるもの」<sup>2)</sup>とされている。しかしながら、長い間、行政の期待とは裏腹に認定数は予定通りに増加せずに伸び悩んできたのも事実であり、単一の施設となって2018（平成30）年によくやく6,160施設となり<sup>3)</sup>、ここ数年は、約1,000施設ずつ増加してきた。その一方で、幼稚園<sup>注1)</sup>は年々減少しており、保育所の待機児童の課題<sup>注2)</sup>は継続していることからも、幼稚園教育も担い、保護者の就労の有無に関わらず、子どもが通うことのできる幼保連携型認定こども園の役割は、今後も大きいと捉えられる。

これらのことから、最も新しい制度の施設として、制度の歴史を辿ることで施設の特性を再認識することが出来、可能性を見出すことができるのではないかと考えた。そこで、本研究では日本の幼稚園制度のはじまりとされる「幼稚園令」に着目した。幼稚園令は、1926（大正15）年4月、勅令第74号として公布された。幼稚園については、1899（明治32）年に、「幼稚園保育及び設備規程」が、初めて幼稚園に関する規定として小学校令に基づき制定されていたが、この「幼稚園令」の公布により、それまでの小学校令の中にあったものから、独立の勅令によって制定されたことにより幼稚園の制度的位置づけが確立された。

これまで「幼稚園令」においては、岡田（1960）が幼稚園の「家庭教育ヲ補フ」機能の拡大という観点から、3歳未満の幼児が例外的であるが入園できること、そして、保育時間の制限に関する規定が削除された事<sup>4)</sup>を明らかにしている。また、新田（2000）は、幼稚園令制定に関連して、制定直後から幼稚園と託児所の一元化に向けて、3歳以上の幼児の保育は幼稚園令、3歳未満児の保育施設には託児所令を制定することで年齢別の一元化を要望する運動が児童保護事業家を中心に行われた事、しかしながら、託児所は単独令としては制定されず、社会事業法の制定により施設として認められたこと<sup>5)</sup>を考察している。湯川（2017）は、幼稚園令制定にあたり文部省がどのように諸外国の幼児教育制度の調査を行い、立案の参考にしたか、「各国幼稚園教育制度」をもとに検討し、更に幼稚園令立案の主任を務めた清水福蔵の幼稚園令制定関係資料の分析を通じて、幼稚園令には相異なる二つの立法目的が共存していたことを明らかにしている。その一つ目は、国民教育の素地を培う幼稚園教育の重要性を鑑み、幼稚園教育の改良と保姆の向上によって幼稚園の普及・発達を図ろうとするもの、二つ目は、社会政策的見地から増加しつつある託児所を包摂した新たな「幼稚園」を創出し、普及させようとするものである<sup>6)</sup>。

これらの先行研究からも、「幼稚園令」の託児所的な機能についての検討がそれぞれの視点から行われてきたことが分かる。これまでどのように実践されていたかについては、平田（2004）が「幼稚園令」制定以降の状況として、福岡県の幼稚園の園数や規模等を整理し、小倉幼稚園の園の様子として、平面図や園長の話などを当時の記録から考察したもの<sup>7)</sup>や、小林ら（2016）の「幼稚園令」の制定期から昭和戦後期までの幼稚園・保育所の成立過程と山形県の実態を比較、検証し、幼稚園の設置数が全国に比べ低く増加はほとんど見られなかったこと、その一方で保育所は農村地域乳幼児託児所と幼稚園機能を併せ持つ施設として地域の共稼ぎ家庭を支えてきたこと<sup>8)</sup>を明らかにしている。しかしながら、これらの研究においても保育の実際にまで踏み込んだ検討は行われていない。

そこで、本研究では「幼稚園令」の制定にあたり、その編成過程に着目し、整理、検討を目的とする。その際に、保育の実際の様子を、1888（明治21）年に創立し、130年以上の歴史を持つ長野県松本市立松本幼稚園の記録を考察に用いることにする。

「幼稚園令」については、雑誌『幼児の教育』より、編成過程は幼稚園令公布十周年記念講演の内容を中心に、公布時の内容は倉橋惣三による記述、幼稚園令発布記念全国幼稚園大会記録より検討する。その際に、松本市立松本幼稚園の当時の保育の実際の様子から関わりのある記述を取り上げ、保育者の視点から考察を行う。その上で、幼保連携型認定こども園の特性から検討を行うこととする。

## 2. 「幼稚園令」の制定における編成過程

### 2-1. 当時の文部省督学官森岡常蔵の話から

幼稚園令制定時、文部省督学官だった森岡常蔵は、制定の過程において、フランスでの母親学校（幼稚園）を観察した内容が、非常に心を動かされたものとして、幼稚園令に託児所的機能を付けるひとつの要因として語っている。その内容は、午前7時位に4、5歳あたりの子どもと乳離れした位の子どもを抱いた労働者らしい母親が二人の子どもを預けていく様子から、「何の幼稚園に行つても、朝行くとさう云ふ光景に接したのであります。幼稚園に這入って見ると、四、五歳の大きい子供は別の室で砂いじり等をして遊ばせて居る。小さい子供は人々を揺籃を動かす。時々は牛乳を興へるのでありますが、如何にも其の光景を見て私は感に打たれたのであります。」<sup>9)</sup>と振り返っている。そして、夕方6時位に朝連れてきた母親が又ぞろぞろ迎えに来て、お礼を言って連れて帰っていく様子をみて、「段々調べてみると、母親と云ふのは皆家の外で働いて居る人達です。さうして父親は無論戸外に於て労働します。母親も戸外の労働に従事して居る。放つて置けば家に残つて居る大きな子供達は道路にでも出て、危険なものに曝され乍ら不規律な遊びをする。そこでそれを皆幼稚園に連れて来て預けるのです。而も朝から晩まで……その親達は子供の心配はありませんから熱心に仕事ができます。安心して仕事ができます。子供も、幼稚園に預けられて、身體の保護は申すに及ばず精神の上からも教育的な世話を受けると云う事になりますから成程これは必要である。段々世の中の生活が困難になつて來ると、この施設こそ必要であると斯う云う風に感じて、私は我國に於ても幼稚園と云ふものは斯くなればならぬだろう、嫌だと言つても斯うしなければ國民の仕事の能率の上にも關係するし、子供の將來の發達の上にも大關係を持つ重大な問題であらうと考へたのであります。」<sup>10)</sup>と当時の状況を振り返った上で、「彼の國の法令を見ると、三歳二歳もあります。まあ、二、三歳頃から幼稚園に子供を収容して保育致しますが大正十五年の改正に於ては、その必要ある場合には三歳未満の幼児をも入園せしめる事が出来ると書いてある。これ等も先に申しましたフランスの母親学校等の事情を照し合して見ると、教育政策的の見地が多く入って居ると云ふ事もお分りにならうと思ひます。」<sup>11)</sup>とし、また、ドイツの観察においても、幼稚園の他にも託児所や保護学校など様々な幼児保育施設があったことに触れ、幼稚園令への託児所的機能を付けた意義について述べている。その内容が、第六條として以下のように記載されている。

第六條 幼稚園ニ入園スルコトヲ得ル者ハ三歳ヨリ尋常小學校就學ノ始期ニ達スル迄ノ幼兒ト  
ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ三歳未満ノ幼兒ヲ入園  
セシムルコトヲ得

更に、保育時間については、「保育の時間の如きも、從來は何時間とか、午前中に限定して居りましたが、あの條文の中には明瞭にありませんけれども、訓令の中をご覧になると、幼稚園は事情に依ては朝から夕方に及ぶ迄開いて置いて宜しいと云ふ事が書いてある。詰り労働に従事する父母、殊に母親の

爲等を考へられて、幼稚園を開いて居る時間は朝から晩迄で宜しい、斯う云ふ注意迄してあるので、それ等を御覽になりますても如何に教育の見地からあの勅令を出されたかと云ふことが明かになると思ふのであります。」<sup>12)</sup>と教育の見地を踏まえていることを説いている。その内容は、「幼稚園令及幼稚園令規則制定ノ要旨並施行上ノ注意事項」(文部省訓令第九號)の中に以下のように記載されている。

幼稚園ノ設置ハ固ヨリ之ヲ任意トシ市町村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ私人ヲシテ必要ニ應シテ之ヲ設置スルヲ得シムト雖父母共ニ勞働ニ從事シ子女ニ對シテ家庭教育ヲ行フコト困難ナル者ノ多數居住セル地域ニ在リテハ幼稚園ノ必要殊ニ痛切ナルモノアリ今後幼稚園ハ此ノ如キ方面ニ普及發達セムコトヲ期ヒサルヘカラス隨ツテ其ノ保育ノ時間ノ如キハ早朝ヨリ夕刻二及フモ亦可ナリト認ム又幼稚園ニ入園セシムヘキ幼兒ノ年齢ニ就キテハ從來ノ規定ト同シク三歳ヨリ尋常小學校就學ノ始期ニ達スルマテヲ原則トスルモ特別ノ事情アル場合ニ於テハ三歳未滿ノ幼兒ヲモ入園セシメ得ルコトセリ之ヲ外國ノ實例ニ徴スル幼稚園ニ孤兒預所ヲ附設スルモノ尠カラス爲ニ特別ノ事情アル家庭ニ對シ便益ヲ興フル所頗ル大ナルモノアルカ如シ右ノ規定ニ依リ三才未滿ノ幼兒ヲ収容セムトスルニハ相當ノ設備ヲ要スルコト論ヲ俟タスト雖事情ノ許ス限リニ於テ適當ニ之ヲ實施スルハ當今ノ時勢ニ照ラシテ極メテ必要ナリト信ス<sup>13)</sup>

このように保育時間についても、注意事項として訓令により労働に従事する父母、特に母親に対して柔軟に対応できるように規定されたことが分かる。森岡は、フランスやドイツの視察を通して、幼稚園が多様な保護者に対して開かれた場であること、乳離れしたばかりの子どもも受け入れる施設がどの施設においても行われていることに心を動かされたということだが、日本の制度の遅れを痛感したとも言えるだろう。このことが、森岡の「我國に於ても幼稚園と云ふものは斯くなればならぬだろ。」という言葉からも、三歳未満児の子どもを入園できるようにし、保育時間についても訓令の中に入れたということに、この内容についての強い思いがあったのだと考えられる。

## 2－2. 当時の文部省普通学務局長関屋龍吉の話から

幼稚園令制定時、文部省普通学務局長だった関屋龍吉は、「私は大正十三年にこの方の職に當ることになつたのですが、其前によく幼稚園の關係者が文部省にお出でになる事は承知して居りました。」<sup>14)</sup>とした上で、関東、関西の幼稚園關係者が小学校令からの独立の運動を熱心に行っていたことに触れ、「此の運動が吾々に非常に刺戟を與へたことは事實である。」<sup>15)</sup>と振り返り、小学校令の中にあった幼稚園と盲啞教育が、大正12年に盲学校及聾啞学校令として先に独立したことで、幼稚園の独立運動がさらに高まった背景を話している。

そして、幼稚園令の改正の要点として二つ挙げ、ひとつ目に幼稚園令の第一条にある新たに出来た目的として記載された点、内容は以下のように記載されている。

第一條 幼稚園ハ幼兒ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス

この内容については、前から引き継いで変わりないものではあるが、幼稚園というものを教育的な意味で重んじなければならないという点として挙げている。そして、ふたつ目に森岡の話を受けて、

「三歳以下の幼児を入園せしめても宜しい、と云ふ點であります。」と挙げたうえで、当時を次のように振り返っている。「或時食堂で大臣の前で食事をして居りました所が『君、幼稚園の方は何うか、あの改正に就ては一つ大事な點がある。それは託児所との關係、即ち三歳以下の幼児の保育の問題である。これは社會政策上重要であるから特に注意して立案するように』と言はれましたので、早速室に歸つて主任に申したことを覚えて居る。大臣にもさう云ふ事を種々お話になつた結果、大臣の頭がさう云ふ風に段々と出來上つて行つたと云ふ事を思ひ併せまして、改めて森岡さんに御禮を申上げなければならぬのであります。然し岡田先生は、皆様も御承知あらせられると存じますが、元來農村問題と云ふ事に非常に興味を持ち、深い経験を持つて居られた方であります故に、農村の事情に應じて其の時も屢々お話がありましたのは、田圃の縁に遊んで居る子供であります。あれを何うしても幼稚園と關係をつけなければならぬと云ふ事は其の頃よく話が出た。さう云ふ事を考へて居られて、遂に此の所に園児の年齢と云ふものが、三歳以下の者を入園せしめても宜しいと云ふ事に定つたと思ふのであります。」<sup>16)</sup>として、当時の岡田良平文部大臣の経験に触れながら、農村の子ども達への関心が第六條の立案に関連していたことを明かしている。

また、関屋は幼稚園に対する当時の社会認識について、「何だか幼稚園と云ふものが——今日は餘程さう云ふ感じは去つて居ると思ひますけれども——當時に於ては有産階級……所謂ブルジョアの社會施設であつて、中産以下の者は幼稚園の利用は考へる可きでないと云ふ一般の考が相當深かつた様に考えられるのであります。其所で一面に於てご承知の通り當時の事情として非常に一デモクラシーと申しますか一庶民階級の階級的意識もだんだん進んでまいりますし、それに伴って、社會政策的施設も追々進んで参る當時でありますから……」<sup>17)</sup>として、幼稚園が上流階級のための施設であるという認識が強かったことから、階級に縛られることなく、多様な家庭の子ども達が通う施設となるように幼稚園の社會的な位置付けも考えられていた背景を見ることが出来る。

これらのことから、フランスやドイツでの視察の様子や、国内の農村の子どもたちの実際と幼稚園の社会的な認識の違いから、幼稚園での教育的な意義を持たせつつ、入園の年齢、保育時間に関する内容が含まれた経緯を見ることが出来る。

それでは、「幼稚園令」公布時に、倉橋惣三はどのようにその内容を伝えていたのか、次項の言葉から読み取ることを試みる。

### 3. 「幼稚園令」公布時の倉橋惣三の言葉から

#### 3-1. すべての家庭をめざす幼稚園教育

「幼稚園令」公布に際し、倉橋は「幼児の教育」において「幼稚園令の公布」として、「幼稚園令の制定は、狭く幼稚園界の喜びたるに止まらない。我が國民教育の一貫せる完成に向つて、學齡前の一系列が確立せられたのである。(中略) 實に、幼稚園令の制定は、幼稚園を其の個々の内容に於て充實するものであると共に、普く我國學齡前幼児の全體に對して、正しき教養の効果を布かんとする大教育令の制定である。」<sup>18)</sup>として、幼稚園令が公布されたことにより、教育における位置づけを示されたことに対する意義の大きさを説いている。その上で、新たな内容について次のように記している。「新幼稚園令は、從來の幼稚園に對して、二つの大いなる改正を加へてゐる。第一は、其の社會的職能の自覺であり、第二は、其の教育的職能の高上である。文部大臣の訓令に於て明かなる如く、幼稚園普及發達の急務を現代の社會的必要に向つて基礎づけられてゐるのは、從來の幼稚園が、稍もすれば社會一部の悠閑

なる教育的贅澤物視せられたのに對して、明確なる態度を表示したものである。」<sup>19)</sup> としている。この言葉から、幼稚園が上流階級の子どもたちを対象としたものという当時の社会での捉え方を改め、広く開かれた施設とされていくことを明示し、新たな幼稚園の意義として示そうとしたことが理解できる。

そのことは、次の第一條にある「家庭教育ヲ補フ」という言葉に対する解説においても読み取ることが出来る。「これは前規定にもありましたが今日の新令では一層廣く深い意義を持つて來たものと思はれます。廣くとは、從來の幼稚園が社會的職能を持つて居なかつたときには、社會の一部の家庭教育を補つて居ましたが、新令に基づけば全體の家庭をめざして居るのであります。大變廣い意義になる譯です。そこで私は第一條を斯様に見ます。前の「心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ」は個々の幼兒についていふことで、『家庭教育ヲ……』（は）國家的に社會的にいつて居ることだと差別して読みます。それから、深さとしては、幼稚園が社會的職能を發揮する時は當然家庭生活上の缺陷を補ふために活動しなければならぬ。併しこれは本來ではない。家庭生活を補ふのに懸るのではなくて、幼稚園教育は家庭生活にまで徹底しなければならないからのことであります、此處を嚴重に分つておく必要がある。」<sup>20)</sup> と述べている。これらのことから、幼稚園の機能がすべての家庭を対象としたこと、裕福、貧しい、倉橋の言う『忙しい家』、『忙しい母』を含め、区別なく教育的に取り扱うべきであるという姿勢を示していることが分かる。

これらの内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の第1章 第1節 2の幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標、「幼保連携型認定こども園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1の1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に基づいて一体的に展開される幼保連携型認定こども園における生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標の達成に努めなければならない。」<sup>21)</sup> という記述に一端を照らしてみることが出来るのではないだろうか。家庭生活上の欠陥を補うためではなく、家庭生活にまで及ぶという倉橋の指摘は、すべての家庭との連携を図りながら教育・保育をする認定こども園の重要な役割に通ずるのではないかと考える。

### 3-2. 「幼稚園令」の施行における懸念

一方で、倉橋は社会的職能を実際に施行していく上での懸念も示している。「幼稚園が、舊來往々にして偏する處のあるかと思はれた社會的超然態度に對して、社會的に、其の現實の必要に向つて、其の任務を發揮してゆく様に獎勵せられてあることは、新幼稚園令の最大眼目の一つであります。之れに對しては、吾々は、深い研究を怠がなければならんと信ずるものであります。」<sup>22)</sup> としたうえで、幼稚園が真に社会的現実の要求に適し得るために、以下の点を挙げている。「將來、此の趣旨の普及徹底を期せなければなりませんが、扱て、從來の幼稚園教育者は、此の方面に於て、果して、どれだけの研究的準備がありませうか。忌端なくいへば、頗る危惧にたえないのです。」<sup>23)</sup> と、三歳未満の子どもの保育の内容について述べている。三歳未満の子どもを受け入れる際に、幼稚園に携わる保姆や幼稚園関係者が、どれほどの専門的な知識を備えて保育にあたることが出来るのか、社会的職能を求められるのであれば、その専門的知識の獲得が不十分ではないかという疑念を呈している。これに伴い、社会事業に関する保姆養成の科目的追加の提言もしていることから、幼稚園保姆のより広範な専門的な知識の獲得の必要性を考えていたことが分かる。

また、設備に対する懸念も示している。「三歳未満を入園せしめるに就て、たゞ、入園せしめた丈けでは済みますまい。之れに對する、特殊の設備も方法もいる譯です。文部省からの地力長官への、此點

に關する通牒は、極めて簡単に、最低標準の要求をされて居るに止まるやうですが、われわれ實際家としては、その専門的良心からして、最高標準の完備を期さなければなりません。また、保育時間の延長に關しても同様です、延長せられた時間を如何に計量しましょうか。たゞ預つておくといふ様なことでわれわれ幼兒教育者の任務が済みましようか。之亦、大に研究を要することです。」<sup>24)</sup>としている。文部省からの設備に対する通達が最低標準であったことを不充実だと考え、実践者の視点から設備の保障を求めている。保育時間の延長、3歳未満児を受け入れる設備に対しては、認定こども園においても、同様の課題がある。午後の保育時間の内容や調理室や乳幼児を受け入れるための保育室の整備は、幼稚園からの移行を中心に伴う問題でもある。これらは、当時も今も同じ課題を持っているとも考えられる。

#### 4. 松本市立松本幼稚園の保育の実際

##### 4-1. 松本市立松本幼稚園の保育の特色

長野県にある松本市立松本幼稚園（以下松本幼稚園）は、1888（明治21）年に開智学校附属松本幼稚園として創立された長い歴史がある幼稚園である。1901（明治34）年には、幼稚園の独立が認可され、松本町立松本幼稚園と改称された後、公立の幼稚園として現在に至っている。森上史朗は、松本市立松本幼稚園百年誌の序の中で、「松本市立松本幼稚園の保育の特色は、当時、東基吉、和田實らによって行われていた日本の保育改革をめざす“児童中心の保育”と方向を同じくしていた。それは、大人の作った枠組みで子どもを抑圧しようとするものではなく、子どもの自発活動を尊重する保育であった。すなわち、日本で初めて創設された東京女子高等師範学校附属幼稚園を範としながらも、信州の教育に独自にとり入れられていた“開発主義教授法”などの先進的な考え方を参考にしながら次々と新しい試みを行っている。たとえば、（中略）松本幼稚園では明治後期にはやくも当時の保育項目の規定を超えて、郊外保育を実施している。自然の中で「自ら育つものを育てる」というフレーベルや倉橋惣三の教育理念の真髄が、この緑豊かな土地で時代に先がけて開花したというのも、松本の教育的土壤からいって十分にうなづけることである。」<sup>25)</sup>と述べ、松本幼稚園が地域性の高い独自の保育を展開してきた様子が伺える。松本幼稚園は、東筑摩郡教育会が開発主義教授の新教育を行う過程の中で、幼稚園の必要性から設置されたものであり、その保育要旨も、開発主義の発想のもとの独特なものであったこと、そして、何よりも大切な考え方として子ども中心の保育であったことが設置当初から求め続けられてきたこと<sup>26)</sup>とされている。

##### 4-2. 松本市立松本幼稚園の保育の内容

松本幼稚園の保育の内容として、昭和3年の保育要目配当表の一部を【表1】として以下のように記録されている。

保育要目配当表には、幼稚園令に基づいて「観察」の項目が加えられている。その項目に記載されている内容も、「戸外散歩」「お花見」「摘草」など、園外保育を以前から実施していた流れから自然に関するものが多く取り入れられていることが分かる。また、「遊嬉」には、自由遊びと律動遊戯があり、自由遊びにはおにごっこ・かくれんぼ・すもう・まりつき・まりなげや、すべり台、ジャングルジムなどの道具を使った遊び、ままごと・電車ごっこ・お店ごっこなどのごっこ遊びが含まれ、律動遊びには、リトミック・表情遊戯・創作舞踊や音楽や唱歌を伴った集団遊戯が含まれていた<sup>27)</sup>とされてい

【表1】 松本幼稚園保育要目配当表（昭和3年4月）

		主要材料			
四月		○幼稚園生活の樂 ○朝夕の挨拶 ○遠足	○入園式 ○幼稚園のきまり ○種蒔き	○新らしいお友達 ○お花見 ○天長節	○先生 ○摘草
週	一	二	三	四	
日	自二日 至八日	自九日 至十五日	自十六日 至二十二日	自二十三日 至二十九日	
遊 嬉	朝のつとめ むすんで開いて	朝のつとめ 桃太郎 鳩	かいぐり さくら	金太郎	
唱 歌	朝のつとめ 幼稚園 むすんで開いて 君が代	朝のつとめ 桃太郎	プランコ さくら 鳩	金太郎	
観 察	園内道具 小鳥 マヒハ インコ 十四まツ ヒガラ 犬兎 モロモット	戸外散歩 鳩	お花見 さくら 菜の花	金魚 摘草 国旗	
談 話	桃太郎	桃太郎	金太郎 花咲ぢゞ	金太郎 天長節 花咲ぢゞ	
手 技	摺紙 屏風	はり紙 机 はなつなぎ	きり紙さくら	金魚 国旗	

(松本市立松本幼稚園百年誌 第56表より 筆者作成)

る。幼稚園令施行規則での保育項目では「遊戯」と記載されているが、松本幼稚園の配当表には「遊嬉」と記載されている<sup>注3)</sup>。「遊嬉」と書き現している点について、「當否は別としても幼児に対するあたたかい心くばりがうかがわれる。」<sup>28)</sup>とされているが、昭和の年代においても使用し続けていことがある、子どもを中心に、自由遊びを大切にしながら保育をすることを保母自身が重要なことと捉えていたのではないかと推察される。

#### 4－3. 松本幼稚園を中心として行われた研修や講習会

このような保育の内容が日々展開されていたことは、研修や講習会に活かされている。「松本幼稚園は、設立が古いこと、また地方の公立幼稚園として独自の保育を行っているなどの点から、明治後期・大正年間には、他の地方からの参観者を多く受け入れていた。昭和初期には、県内の託児所・愛児園や季節託児所などの保母らが、幼児の保育の実際を参観している。」<sup>29)</sup>としている。この記録から、松本幼稚園が地域に対して開かれた場としての役割を、設立された明治時代から担っていることが分かる。

研修や講習を通して、保育の参観を受け入れながらも松本幼稚園自身の保育を見直す機会としていた

【表2】 昭和4年からの研修・講習について

年度	松本市内での研修	県内視察	県外講習会
昭和4	○幼稚園遊戲について ○リトミック及幼児の取扱いについて		
5			○東京の幼稚園を視察(2名)
6			○全国幼稚園関係者大会(名古屋・5名)
7	○市内幼稚園親睦会		○文部省主催幼稚園講習会(東京・1名)
9	○聖十字幼稚園よりクリスマスに招待される	○長野市の幼稚園視察(6名)	○保育講習会(東京・2名)
10		○上田市の幼稚園視察(6名)	○第7回佛教保育協会夏期講習会(東京・2名)
11		○伊那・飯田市の幼稚園視察(6名)	○日本幼稚園協会夏期講習会(東京・2名)
16	○幼稚園・私立幼稚園・保育所合同研究会		
17	○松本市幼稚園連盟設立幼稚園保姆親睦会		
18	○人形劇研究 ○他園の視察見学		

(松本市立松本幼稚園百年誌 第58表より)

とされている。昭和四年六月十二日には、幼稚園保育項目遊戲について問題をもち、市内私立幼稚園である鈴蘭幼稚園、聖十字幼稚園と共に、鈴蘭幼稚園宅において「遊戲についての懇談」を行うことから研修が始まられている。幼稚園同士で始められた研修は、昭和16年には、鈴蘭・聖十字・光明の宗教系の幼稚園と、旭町・幸町の保育所と合同の研究会をもち、保育のあり方を検討したことをきっかけに、翌17年には「松本幼稚園連盟」を設立している。それぞれの立場で協力し、子どものための保育のあり方を求めていたとされ、松本市における幼稚園・保育所が同じ年齢の子どもを保育するという立場から研修を行うような雰囲気が生じ始めてきたとされている<sup>30)</sup>。また、農繁託児所とも関わりを持っており、松本母ノ会が昭和8年に農業地域に初めて設けられたもので田畠の農耕が始まる六月上旬から収穫の終わる九月末まで開所された出川託児所は、昭和10年、11年に開所式や閉所式に出席していたとしている<sup>31)</sup>。

また、保育日誌からは、

「昭和二十一年五月三十日 農繁託児所講習会。

青山・杉浦両教諭指導のため、南安曇郡豊科町一楽寺へ出張」<sup>32)</sup>

との記載もあり、直接保母らが託児所へ指導のために出向いたり、園で受け入れたりしている。この流れは、昭和二十年代を通して続けられていた。このことからも、松本幼稚園が長きにわたり、地域の幼稚園、託児所、農繁託児所との関わりを持ちながら、保育の内容を受け伝える重要な役割を担っていた様子が見える。これらの研修や託児所、農繁託児所への指導は、松本幼稚園の保育の指導法を共有することによって開かれた場としての役割を担っていたのではないかと考えられる。

## 5. おわりに

本研究では、「幼稚園令」の制定にあたり、その編成過程に着目し、記述を整理、検討し、その上で、保育の実際の様子を松本市立松本幼稚園の記録から考察を行った。その結果、次のような内容が見出された。

ひとつめに、「幼稚園令」によって規定された幼稚園が、三歳未満児を受け入れ、保育時間を延長する託児所的な機能を持つことを目指したものであったということである。その編成については、森岡がフランスでの母親学校（幼稚園）で目にした光景のように、労働をしている父母が幼児と乳児と一緒に連れて来ることが出来、それぞれの年齢に即した保育が早朝から夕方まで展開されていること、更にその様子がどの施設においても同じように行われていたことに非常に影響を受けていたこと、またその重要性を文部大臣に常々伝えていたこと、三歳未満の幼児の保育については社会政策の観点でも重要とされていたが、当時の岡田良平文部大臣が農村の問題に経験が深く、農村の子ども達に关心があったことなども、第六條の立案にあたる要因のひとつであったことが考えられる。また、フランスなどの諸外国の幼稚園と日本の幼稚園における施設の機能の大きな違いのひとつに、日本の幼稚園が上流階級の施設として社会に認識されていたことがあり、その背景からも、階級などに関わらず、労働をしている父母や、農村などの季節により繁忙する家庭の子ども達を広く受け入れる施設としての幼稚園を目指したことである。それは、倉橋の「新令に基づけば、全體の家庭を目指したのです。」という一文からも見ることが出来る。しかしながら、同時に懸念も示していた。三歳未満の子どもの保育における幼稚園保姆の専門的な知識の獲得の必要性について、それに伴う保育時間の延長に対する対応について、そして受け入れる設備の不充実についてである。専門的な知識については、幼保連携型認定こども園においては幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方をもつ保育教諭としているが、午後の保育の内容の課題や、幼稚園を中心とする移行による設備の充実の難しさなどは、幼稚園令公布時も、現在も同じ課題を抱えていると考えられるだろう。

ふたつめに、松本市立松本幼稚園での実際では、幼稚園運営においては託児所的な機能を請け負うには難しさがあったということである。東京女子高等師範学校附属幼稚園の保育を模範としつつ、子どもを中心とした松本幼稚園独自の保育を展開していたが、「幼稚園令」の第六條にあたる三歳未満の保育の実践の様子は見ることはできなかった。しかしながら、子ども中心の保育を実践していた特色ある保育の内容は、唯一の公立幼稚園ということから指導的な立場となり、参観や研修、講習会での保育の指導法が、地域の幼稚園、託児所、季節に開設される農繁託児所といった様々な園が参加する保育者同士の開かれた場において共有されていったのではないだろうか。そのことにより、間接的ではあるが、地域にいる多様な保護者の子どもがいる託児所や農繁託児所の保育を保障する機能を担っていたのではないかと考えられる。

また、研修や講習などを通して、幼稚園、保育所を超えた開かれた場において保育者同士が保育内容

を共有していく過程は、午後の保育の内容などの問題を抱える現在の認定こども園の課題の解決にもつながるものとして考えることも出来るだろう。

今後の課題として、松本幼稚園が行っていた研修や講習の内容をさらに検討することで、具体的にどのような指導的な役割を担っていたのか特質を明らかにすることを次の課題としたい。

### 【注】

- 注1) 文部科学省の学校基本調査によると、幼稚園は、年々減少傾向であり、2018（平成30）年は、6,688園、前年度に比べて404園の減少、2008（平成20）年の8,276園からは1500園近くが閉園している<sup>33)</sup>。
- 注2) 厚生労働省 待機児童数の状況については、2017（平成29）年4月の人数は、26,081人である<sup>34)</sup>。
- 注3) 澤田 真弓は、「東京女子高等師範学校附属幼稚園分室の再検討」の中で、「遊嬉」の記載について、東京女子高等師範学校附属幼稚園の主事であった中村五六の遊戲観として子どもに必要な能力の発達は自由な遊びの中にこそみられるのであり、少しの制限をも加えることなく存分に活動させるべきだとし、自由遊びの意義を大きく感じていたとし、「遊びの戯はいけないという中村さんの意見で嬉という文字を用いていた。」と東基吉がのちに述べていたとしている<sup>35)</sup>。

### 【引用文献】

- (1) 内閣府・文部科学省・厚生労働省（2018）幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説。フレーベル館。26.
- (2) 同上。26.
- (3) 内閣府 子ども子育て本部（<https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/index.html>）（2019年9月10日最終閲覧）
- (4) 岡田 正章（1960）幼稚園令（大正十五年）成立事由の一考察 一大正保育史研究序説一。東京都立大学 人文学報 22. 61-88.
- (5) 新田 彩子（2000）幼稚園令制定とその影響 一幼保一元化をめぐる託児所令制定運動を中心に一。お茶の水女子大学 人間発達研究。93-106.
- (6) 湯川 嘉津美（2017）幼稚園令制定過程の再検討。上智大学教育学論集。上智大学。1-22.
- (7) 平田 宗史（2004）福岡県幼児保育史研究（Ⅲ）一昭和前期の幼稚園一。九州女子大学紀要。九州女子大学。41. 3. 17-26.
- (8) 小林 浩子・田中 ふみ子・松田 知明（2016）幼稚園・保育所の対象15年から昭和戦後期までの成立過程と制度一山形県内を例として一。羽陽学園短期大学紀要。10. 2. 131 - 141.
- (9) 森岡 常蔵（1935）講演（幼稚園令公布十周年記念講演）。幼児の教育。日本幼稚園協会。35. 26.
- (10) 同上。26.
- (11) 同上。26.
- (12) 同上。32.
- (13) 幼稚園令及幼稚園令規則制定ノ要旨並施行上の注意事項 大正15年4月22日（文部省訓令第九號）
- (14) 関屋 龍吉（1935）講演（幼稚園令公布十周年記念講演）。幼児の教育。日本幼稚園協会。35. 38.
- (15) 同上。39.
- (16) 同上。42-43.
- (17) 同上。40.

- (18) 倉橋 惣三 (1926) 幼稚園令の公布. 幼児の教育. 26. 5. 日本幼稚園協会. 2.
- (19) 同上. 2.
- (20) 倉橋 惣三 (1926) 幼稚園令の読み方—講演大要筆記—. 幼児の教育. 26. 10. 日本幼稚園協会. 63.
- (21) 内閣府・文部科学省・厚生労働省 (2018) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説. フレーベル館. 45.
- (22) 倉橋 惣三 (1926) 幼稚園令の実際的問題（講演）幼稚園令発布記念全国幼稚園大会記録. 幼児の教育. 26.7. 日本幼稚園協会. 67.
- (23) 同上. 68.
- (24) 同上. 69.
- (25) 松本市立松本幼稚園百年誌 (1987) 松本市立松本幼稚園百年誌刊行会. 2.
- (26) 同上. 262.
- (27) 同上. 418.
- (28) 同上. 418.
- (29) 同上. 481.
- (30) 同上. 482.
- (31) 同上. 516.
- (32) 同上. 630.
- (33) 文部科学省 学校基本調査 ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k\\_detail/1407849.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1407849.htm)) (2019年9月10日最終閲覧)
- (34) 厚生労働省 保育所等関連状況取りまとめ (平成29年4月1日) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-0000176121.pdf> (2019年9月10日最終閲覧)
- (35) 澤田 真弓 (2014) 東京女子高等師範学校附属幼稚園分室の再検討—保育科目手細工・遊戯に着目して—. 保育学研究. 52. 2. 18–27.

### 【謝辞】

本研究に際し、ご協力いただきました長野県松本市立松本幼稚園に深く感謝いたします。

### 【付記】

本稿は、日本保育学会第72回大会発表「幼保連携型認定こども園の特性から見る『幼稚園令』『保育要領』に関する一考察」(2019年5月5日)をもとに、加筆・修正したものである。